

横手市緊急雇用安定支援事業補助金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業させた場合に係る休業手当等の一部を補助します。

令和3年4月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たしている事業主が対象となります。 <ul style="list-style-type: none">横手市内に事業所を有していること（横手公共職業安定所が所管する雇用保険適用事業主または労働者災害補償保険適用事業主であること。）雇用している労働者を一時的に休業させたこと。国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金もしくはその両方（以下、「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けた者であること。
対象経費等	一時的に休業を行った際の休業手当、賃金等支払額 ※ 休業手当、賃金等の支給期間は、雇用調整助成金等の判定基礎期間に準じます。
補助金額等	補助対象経費の1/5以内。 ※ ただし、雇用調整助成金等と本補助金の合計額が、実際の休業手当等支払額を上回らない範囲での補助となります。
提出書類	【共通（必須）】 <ul style="list-style-type: none">補助金交付申請書兼実績報告書（様式）休業手当等の支払総額等が確認できる資料など本人確認書類の写し（個人事業主のみ） 例 運転免許証、パスポート、保険証等の写し 【雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主】 <ul style="list-style-type: none">国の雇用調整助成金支給決定通知書の写し（必須）国の雇用調整助成金（休業等）支給申請書の写し国の雇用調整助成金助成額算定書の写し 【緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた事業主】 <ul style="list-style-type: none">国の緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し（必須）国の緊急雇用安定助成金支給申請書の写し国の緊急雇用安定助成金助成額算定書の写し
申請期間	令和3年4月1日（木）から予算の範囲内で随時受付しております。
その他	<ul style="list-style-type: none">令和2年1月24日からの休業が対象となります。雇用調整助成金等の支給決定ごとの申請となりますので、市補助金の申請が複数回になる場合があります。

補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

① 申請	<p>国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた後の申請となります。</p> <p>申請者⇒横手市役所商工労働課 緊急雇用安定支援事業補助金交付申請書兼実績報告書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。</p> <p>※ 受付は土、日、祝日を除きます。</p>
② 交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者 補助金の交付の可否を審査⇒決定し、申請者に通知いたします。</p>
③ 補助金の交付	<p>補助金の交付決定後、請求書（様式）を提出していただきます。 請求書が提出され次第、速やかに、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。</p> <p>※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>

当該補助金の概要及び申請書等様式の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

緊急雇用安定支援事業の HP 番号：000025672

問合せ先（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

〒013-8502 横手市旭川一丁目 3 番 41 号

（県平鹿地域振興局庁舎内）

横手市役所商工観光部商工労働課

TEL：0182-32-2115 FAX：0182-32-4021
